

是にの當同を集の左
が遍下戰團好團結記
賓しに時結機生果在
行た其中のと活或米
をる指は理しを期弘
期も命宣想豫嘗間教
すのをし突ても中々
と遂く現吾の吾役
認行弘の人余等者
め十教一の儀在等
茲る各段抱な當は
に事宗階懐き同這
團を聯とすに胞般
則以合しる立がり
をて團て全ち特日
制最結少弘至殊米
定時快く教れな開
し宣力も大るる戰

一九四三年三月十日

左記宣言

記

(いろは順)

洋土真泉 寺川湛濟
日蓮宗 荒川要博
眞言宗 木村義寛
淨土真泉 杉本法順

尚若し吾等と意見を同ふし此團則を全副的に肯定する仏教々役者は吾等と
合流せんとする者ある時は其所屬宗派の如何を問はず何時たりとも其加盟
を許す。

附記

第一條

ミニドカ各宗聯合仏教團々則
名稱及事務所

本團をミニドカ各宗聯合仏教團（MINIDOKA UNITED BUDDHIST CHURCH）と称し事務所を行政監督官廳指定の場所に置く。（現在は第二十二区第一寮一B室）

第二條

團員

本團々員たるべき者は本團の主旨及團則に贊同したる仏敎徒たるべき者。但当分團員名簿を備へず、後つて團費等徵集する事なし。

第三條

目的

本團の目的は教主敎尊を中心とし教主直説の教法の理解と味得とにより正しく健実なる宗教的信念樹立の基礎を涵養建設し傍當所内に於ける全仏敎徒の和合協調と一般居住者の安寧幸福とを計るを以て其目的とする。

第四條

事業

前條の目的を達成する爲に記各款の部門に亘りて事業を行ふ。

第一款 教勢部

(専ら宗教々育及傳道方面の分掌を云ふ)

第一項 本團の宗教々育及傳道方法を、集會、文書、の二方途とす。然して集会傳道を、成人部、婦人部、青年部、効少年部の四部とし、文書傳道は、週刊機關紙、臨時発刊の印刷物の配布、及本團敎役者會議に於て適當と認めたる既刊文書の複写の配布及廻覽等による。又各部の週例集会傳道及宗教々育は必ず本團制定の傳道及教育様式により實施さるべきものとす。

第二項 各部の定期集会は毎週日曜日を以て之に充つるを以て本則とす。又本團臨時特別行事は其期日送定に付團内各宗派の行事期日送定に對して優先權を有す、但第四條第二款の各項に基く贊葬儀其他特別の事情ある場合は合議の上機宜の措置をとる事を得。

第三項 本團の宗教々育及傳道の便宜上全轉住所を左記の三教区に区分す。

A教区 第一部落より、第十九部落まで。
B教区 第二十一部落より、第三十二部落まで。
C教区 第三十四部落より、第四十四部落まで。

第二款 法勢部 (専ら諸法要及贊葬儀の分掌をいふ)

第一項 本團主催の年中特別法要を左記とす。

一、成道会	一月
二、春李波岸会	二月
三、秋李波岸会	三月
四、米國招魂祭	四月
五、孟蘭盆会	七月
六、涅槃会	九月
	十二月

第二項 本團としての個人法要は施主よりの特招に基き本團敎役者会の協議を経て本團所定の法式により執行する事あるべし。

第三項 本團内の各宗派による葬儀には所属の全敎役者又は其代表

者会葬し又特招ありたる時は皆儀其他の法要にも參勤し本團としての慶弔の意を表示す。

第三 款

社會部 (専ら社會奉仕事業方面の分掌をいふ)

當局の方針に準應して所内一般在住者(宗教信仰を區別せず)福利増進のため隨時適宜の実際運動をなす事あるべし。

第五 條

構成 (本團運用上の行政的組織をいふ)

第一 款

本教團庶政執行の局にして理事團の府をいふ。

第一項 理事 執行府

役員 (附其任務と權限、及任期)

役員は其所屬中は必然理事たる事とす。之に教役者理事合議の上信徒側より選定したる理事を加へて理事團を構成す。但信徒側理事の員数は十名を越ゆる事を得ず。右信徒側理事の任期は一年。但重任を防げず。

第二項 理事長、副理事長、執行府員たる理事團に

理事長及副理事長を置く。この理事長及副理事長は教役者理事中より各一名を互送々出す。而して理事長は本教團々務を統理し又各種會議の議長を司る。副理事長は理事長を補佐し必要に応じて理事長の權限を代行す。任期各一年。但重任を防げず。

第三項 會計

本教團に二名の會計を置き信徒側理事中より理事會之を推薦依嘱す。而して會計は本教團の通常特別兩會計の出納を司る。任期一年。但重任を防げず。

参考事員 所内各部落毎に理事會により推薦されたる参考員二名を置き各部落内に於ける直接の教團務の処理を依嘱す。而して理事は必然的に参考員たる事。各部落参考員の任期は一年。但重任を防げず。

本教團事務所に若干名の有給書記を雇用す事あるべし。

第二 款

本教團運用上の會議を分ちて左の三種とす。

第一項 教役者會議

必要に應じて会合し教務、法務、及事務其他の一般庶務に關し協議し決議事項中必要ある場合之を理事会に提案す。

第二項 理事會議

毎月一回定期例に開会す。又必要に應じて臨時會議を開き本團雜持及運用上諸般の事項に涉り協議し決議事項中必要ある場合参考員會議に之を提案す。而して其召集権は理事長に在り。

第三項 參事員會議

理事会議の決議に基き隨時之を召集す。而して本参考員會議は本團の立法府にして從つて最後の決議権を有す。

第四項 賦政

本教團の賦政は左記の賦源による。

第五項 團則の改変

本教團々則の改変は其予告を以て召集されたる参考員會議出席者過半数の賛成あるに非ればなす事を得ず。

第六條

註 第四條第三項の條文中、全轉往所とあるは當美仁土佳轉往所内全体をいふ。